



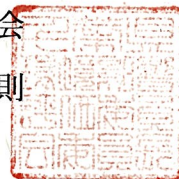
環 第 1 1 8 9 号

令和 7 年 2 月 3 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県環境影響評価委員会

委員長 菊 地 友 則



(仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価
準備書について (答申)

令和6年8月20日付け環第533号で当委員会に諮問のありましたこのことについて
は、別紙のとおり答申します。

(仮称) 株式会社T & Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価
準備書に対する意見（答申）

千葉県環境影響評価委員会は、（仮称）株式会社T & Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価準備書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、産業廃棄物処理業を営む株式会社タケエイと廃棄物焼却発電の導入実績があるカナデビア株式会社（旧 日立造船株式会社）の共同出資により設立した株式会社T & Hエコみらいが、市原市臨海部において、1日当たり330トンの処理能力を有する廃棄物焼却施設を設置するものである。本施設では、株式会社タケエイが東京都、神奈川県及び千葉県に有する中間処理施設から発生する資源化できない廃棄物や関東圏内で発生する産業廃棄物を焼却処理するとともに、焼却により得られた熱エネルギーを発電や熱供給に有効活用する計画である。また、対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の隣接地では、本施設に併せて株式会社タケエイの破碎選別及び再資源化事業の実施が予定されている。

事業区域は、工業専用地域に位置し、周辺には火力発電所等が立地している。また、事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域であり、大気環境の一層の改善が必要となっている。さらに、事業区域の南東約2キロメートルには、住宅地や保育施設などのほか、地域住民に多く利用される運動公園が存在している。

これらの事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業による環境影響のより一層の回避又は低減を図るため、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 全般事項

事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施することはもとより、利用可能な最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の回避又は低減に努めること。

2 環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法及び結果

(1) 大気質

ア 塩化水素の排出濃度について、接地逆転層崩壊時の短期高濃度予測において最大着地濃度が目標環境濃度を超過したことを理由に方法書から低減しているが、見直

した排出濃度が可能な限り低減された数値となっているか、最新の事例や技術動向を踏まえて検証すること。

イ 接地逆転層非貫通時の短期高濃度予測について、最寄りの集合住宅における二酸化硫黄及び塩化水素の予測結果がそれぞれ環境基準値及び目標環境濃度を超過しているものの、当該住宅に向かう風の条件は生じないため影響はないと評価している。しかしながら、事業区域における風向の調査結果では、当該住宅に向かう風の出現が確認されており、影響が及ぶおそれがあることから、適切に評価し直すとともに、環境保全措置を講じて影響の低減を図ること。

(2) 残土

工事に伴い発生する土砂について、全量を事業区域内で利用することとしているが、事業区域外へ搬出する場合は、改めて予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 温室効果ガス等

施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量について、活動量の算定方法に誤りがあることから、数値を見直した上で、改めて予測及び評価を行うこと。その際、余熱利用に伴う温室効果ガスの削減量の算出方法を評価書に記載すること。

3 監視計画

調査の実施に当たっては、項目ごとの調査目的を踏まえて調査地点並びに調査時期及び時間帯を適切に設定すること。

4 その他

(1) 事業を進めるに当たっては、地域住民の理解が促進されるように、積極的な情報提供と丁寧な説明を行うとともに、分かりやすい図書の作成に努めること。

(2) 評価書及び事後調査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するに当たっては、印刷や縦覧期間後の閲覧を可能とするなどにより、住民等の利便性の向上

に努めること。

【参考】 審議経緯

令和6年	8月20日	諮問
令和6年	9月27日	審議
令和6年	10月23日	審議
令和6年	12月20日	審議
令和7年	1月17日	答申案審議